

岐阜県公報

号 外 (六) 平 成 二 十 年 四 月 一 日

目 次

規 則

○岐阜県母子保健法施行細則の一部を改正する規則

(保健医療課)

ページ
一

規 則

岐阜県母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十八号

岐阜県母子保健法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県母子保健法施行細則(昭和四十二年岐阜県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

随 属 区 分	世 帯 の 随 属 区 分	基 準 月 額	加 算 基 準 月 額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A随属を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600円	260円
C 1	所得税非課税世帯	5,400円	540円
	市町村民税所得割非課税世帯 (均等割のみ課税世帯)		
C 2	市町村民税所得割課税世帯	7,900円	790円

D 1	所得税課税世帯の 所得税額による区 分	前年分の所得税額15,000円以下	10,800円	1,080円
D 2		15,001円以上 40,000円以下	16,200円	1,620円
D 3		40,001円以上 70,000円以下	22,400円	2,240円
D 4		70,001円以上 183,000円以下	34,800円	3,480円
D 5		183,001円以上 403,000円以下	49,400円	4,940円
D 6		403,001円以上 703,000円以下	65,000円	6,500円
D 7		703,001円以上 1,078,000円以下	82,400円	8,240円
D 8		1,078,001円以上 1,632,000円以下	102,000円	10,200円
D 9		1,632,001円以上 2,303,000円以下	123,400円	12,340円
D 10		2,303,001円以上 3,117,000円以下	147,000円	14,700円
D 11		3,117,001円以上 4,173,000円以下	172,500円	17,250円
D 12		4,173,001円以上 5,334,000円以下	199,900円	19,990円
D 13		5,334,001円以上 6,674,000円以下	229,400円	22,940円
D 14		6,674,001円以上	全額	左の徴収 基準月額 の10パー セント。 ただし、 その額が 26,300 円 に満たな い場合は 26,300円

備考

- 1 徴収する額は、月額によって決定するものとする。
- 2 この表において「加算基準月額」とは、A階層以外の各階層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に本表の適用を受ける場合、その月の基準月額の最も多額な児童以外の児童について適用する。
- 3 この表において「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、県の支出すべき額又は費用総額から知事が別に定める額を差し引いた残りの額をいうものである。ただし、高額療養費の支給がなかったものとして金額を算出するものとする。
- 4 入院の期間が1月未満のものについては、「基準月額」又は「加算基準月額」につき、さらに日割計算を行うものとする。（この場合円未満の端数を生じたときは、切捨てし、円単位とする。）

基準月額 ×

その月の入院期間

その月の実日数
- 徴収額は、 $\frac{\text{基準月額} \times \text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$

第 4 号様式 (第 3 条関係)

(表)
世 帯 調 査

申 請 者 氏 名		本 人 氏 名		
(1) 世帯構成員名	続柄	性別	生年月日	職 業 (勤務先)
	(2) 階 分	(3) 所 税 額	(4) 備 考	
児童の属する世帯構成				
(5) 世帯外扶養義務者				
氏 名	住 所	氏 名	住 所	

上記の記載事項に相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者職氏名

印

臣臨縣臣申縣臣「現在生活保護法の被保護者である場合」や「現在生活保護法の被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者である場合」と定める。

規 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県母子保護法施行細則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合には、この規則による改正後の岐阜県母子保護法施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することとを妨げない。

平成二十年四月一日印刷
平成二十年四月一日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 文 芸 社
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))